

厚木市私立幼稚園幼児教育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の教育に係る経費の負担を軽減するとともに、幼児教育の振興に資するため、予算の範囲内において厚木市私立幼稚園幼児教育支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき市内に設置された私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 事務費 私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定による確認を受けている施設を除く。）の運営に係る事務に要する費用
- (2) 教材費 私立幼稚園の教育に係る教材の購入に要する費用
- (3) 園児健康管理費 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく健康診断事業に要する費用
- (4) 特別支援教育費 特別支援教育の実施に要する人件費及び保育に係る費用
- (5) 預かり保育事業費 園則等で定める保育時間の開始前若しくは終了後又は休業日に、保護者の希望により、園地又は園舎内において行う預かり保育に要する人件費及び保育に係る費用
- (6) 外国人児童受入支援事業費 私立幼稚園の外国人児童受入に係る人件費及び消耗品等の購入に要する費用
- (7) ICT推進事業費 園務改善に係るシステム等のリース料、保守費、通信費及び周辺機器等の購入に要する費用。ただし、他の補助制度の対象となるものを除く。
- (8) おむつ処分費 使用済紙おむつの処分に要する費用。ただし、当該費用について保護者から実費徴収している場合は、補助対象経費としない。
- (9) おむつの保管用ごみ箱の購入費 使用済紙おむつの保管用ごみ箱の購入に要する費用
- (10) 保護者負担軽減費 保護者の負担軽減に資する物品等の購入に要する費用及び取組に要する費用のうち、別表第10に定めるもの

(補助対象児童)

第4条 補助金の算定に当たり、対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、当該私立幼稚園に在籍する市内在住の児童で、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 補助対象経費が前条第1号から第6号までに掲げるもの 満3歳以上の児童
- (2) 補助対象経費が前条第4号に掲げるもの 神奈川県私立幼稚園特別支援教育費補助

金の補助対象児童又は特別支援の必要性がある児童

(3) 補助対象経費が前条第8号に掲げるもの 3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

(補助金の額)

第5条 補助金の額等は、別表第1から別表第10までに定めるとおりとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、私立幼稚園幼児教育支援事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 特別支援教育費にあつては、対象児童であることを証する書類

(4) 預かり保育事業費にあつては、募集要項、預かり保育料及び保育時間等を保護者に周知するための書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、私立幼稚園幼児教育支援事業補助金交付決定通知書により設置者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた設置者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）の計画を変更しようとするときは、規則第8条第1項に規定する書類に変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があつた場合において、審査の上、適当と認めるときは、事業計画変更承認通知書により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第9条 市長は、規則第9条第1項ただし書の規定に基づき、事業の完了前に交付決定額の全部を交付することができる。

2 補助金の交付を受けようとする交付決定者は、請求書を市長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第10条 交付決定者は、私立幼稚園の所在地若しくは名称又は設置者の住所若しくは氏名に変更があつたときは、その旨を文書により速やかに市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該事業が完了した日の翌日から30日以内に、幼児教育支援事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費が第3条第2号及び第6号から第9号までに掲げるものにあつては、領収書の写しその他支払状況を証する書類

- (4) 補助対象経費が第3条第3号に掲げるものにあつては、領収書の写しその他支払状況を証する書類及び検査内容の内訳が確認できるものの写し
 - (5) 補助対象経費が第3条第4号に掲げるものにあつては、県の私立幼稚園特別支援教育費補助金交付決定通知書の写し
 - (6) 補助対象経費が第3条第5号に掲げるものにあつては、事業実施実績明細書
 - (7) 補助対象経費が第3条第10号に掲げるものにあつては、領収書の写しその他支払状況を証する書類及び補助要件が確認できるものの写し
- (補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 交付決定者は、第9条第1項の規定による補助金の交付を受けた場合であつて、その交付額が確定額を超えているときは、その差額を市長に返還しなければならない。
- (補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(立入検査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた設置者に対し、報告を求め、指導又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

(書類の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた設置者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(努力義務)

第16条 補助金の交付を受けた設置者は、良好な幼児教育を実施するため、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 幼児教育の実施に必要な担当職員を確保するとともに、教育環境の整備に努めること。
- (2) 事業に係る費用について、保護者負担の軽減に努めること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

(厚木市私立幼稚園事務費補助金交付要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 厚木市私立幼稚園事務費補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）
- (2) 厚木市私立幼稚園教材費補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）
- (3) 厚木市私立幼稚園園児健康管理費補助金交付要綱（平成4年4月1日施行）
- (4) 厚木市私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱（平成4年4月1日施行）

(5) 厚木市私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）

附 則

この要綱は、平成29年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

事務費

補助単価	補助額の算出方法
1,500円	補助単価 × 当該年度の5月1日現在市内に住所を有する園児数

別表第2（第5条関係）

教材費

補助単価	補助額の算出方法
3,000円	補助単価 × 当該年度の5月1日現在市内に住所を有する園児数

備考 補助金額は、教材費の代金支払に際し、設置者が業者等に対し実際に支払った額（振込手数料及び送料を除く。）を限度とする。

別表第3（第5条関係）

園児健康管理費

補助単価	補助額の算出方法
500円	補助単価 × 当該年度の5月1日現在市内に住所を有する園児数

備考 補助金額は、設置者が健康診断実施機関に対し実際に支払った額（振込手数料を除

く。)を限度とする。

別表第4 (第5条関係)

特別支援教育費

区分	補助単価	対象児童	補助額の算出方法
A	15,000円	市内に住所を有する神奈川県私立幼稚園 特別支援教育費補助金の補助対象児童	補助単価×対象児童数 ×在園月数
B	30,000円	市内に住所を有する神奈川県私立幼稚園 特別支援教育費補助金の補助対象外児童 であって、特別支援の必要性を証する次の いずれかの書類の交付を受けたもの (1) 障害児通所支援事業の利用に係る通 所受給者証 (2) 療育相談センター「まめの木」の利 用証明書 (3) 医師の診断書その他市長が認めた書 類	

備考 当該事業に係る補助金の交付算定期間は、当該年度において対象児童が入園し、
又は転入した日の属する月から、退園し、又は転出した日の属する月までとする。
ただし、休園した場合（休園した期間が1箇月未満の場合を除く。）は、休園した
日の属する月の翌月から、復園した日の属する月までは、交付算定期間に含まない
ものとする。

別表第5 (第5条関係)

預かり保育事業費

(1) 基本分（1園当たり年額）

ア 課業日（1日2時間以上かつ年間80日以上行う預かり保育）

年間延べ利用園児数	区分	補助額
1,000人まで	A	250,000円
1,001人から2,000人まで	B	300,000円
2,001人から3,000人まで	C	350,000円
3,001人以上	D	400,000円

イ 休業日（1日4時間以上かつ年間20日以上行う預かり保育）

年間延べ利用園児数	区分	補助額
300人まで	A	300,000円
301人から600人まで	B	400,000円
601人から900人まで	C	500,000円
901人以上	D	600,000円

(2) 保育体制充実加算

要件	補助額
次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1) 平日及び長期休業期間において、原則 8 時間以上（平日にあつては、教育時間を含む。）の預かりを実施していること。 (2) 年間延べ利用児童数が 1,000 人以上の施設であること。 (3) 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 35 第 1 項第 2 号ロ（附則第 56 条第 1 項の規定により読み替えられる場合を含む。）及びハの規定により配置する者（以下「教育・保育従事者」という。）を全て保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とすること。この場合において、当該教育・保育従事者の数は 2 人を下回ることがないこと。 (4) 厚木市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱（平成 27 年 12 月 1 日施行）別表第 2 に定める保育体制充実加算の適用を受けた施設でないこと。	1 園当たり 年額480,000円

- 備考 1 基本分の算定に当たっては、厚木市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱（平成26年 7 月10日施行）別表及び厚木市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱別表第 1 の定めるところにより同要綱の補助対象とした児童を除くものとする。
- 2 預かり保育の実施を予定している場合であっても、預かる園児がいないときは、補助対象日数には含めないものとする。

別表第 6（第 5 条関係）

外国人児童受入支援事業費

補助額
100,000円

備考 補助金額は、設置者が外国人児童受入れのために実際に支払った額（振込手数料及び送料を除く。）を限度とする。

別表第 7（第 5 条関係）

I C T推進事業費

補助額
実際に支払った額に2分の1を乗じた額（上限100,000円）

備考1 補助金額は、園務改善に係るシステム等を導入した年度の次年度以後に発生した費用を対象とする。

2 補助金額は、申請年度に支出した額（振込手数料及び送料を除く。）を対象とする。

3 リース料等の毎年固定でかかる費用について、交付対象期間は、最初に補助金を交付した日の属する年度から起算して3年を限度とする。

別表第8（第5条関係）

おむつ処分費

補助額
実際に支払った額（振込手数料の額を除く。）

備考 おむつ処分費を算出できない場合は、補助単価を児童1人当たり120円とし、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童数とその児童の在園月数を乗じた額とする。

別表第9（第5条関係）

おむつの保管用ごみ箱の購入費

補助額
200,000円

備考1 補助金額は、設置者がおむつの保管用ごみ箱の購入のために実際に支払った額（振込手数料及び送料を除く。）を限度とする。

2 当該事業に係る補助金の交付は、1回を限度とする。

別表第10（第5条関係）

保護者負担軽減費

補助要件	補助対象経費	補助額
設置者が、次に掲げる事項を実施し、又は実施する予定（第7条の規定により、交付決定の通知をした日の属する年度の3月31日までに実施する場合に限る。）のあること。 (1) 紙おむつ利用の定額サービス（以下「おむつのサブスク」という。）の導入 (2) 紙おむつを除く乳幼児全員の衛生用品一式の用意及び洗濯 (3) 乳幼児全員分の着替え又はスモックの用意及び洗濯	(1) おむつのサブスク実施に伴う新品のおむつ保管庫又はロッカーの購入費 (2) お昼寝用コット又は布団の購入費 (3) 折り畳みヘルメットの購入費 (4) 大型炊飯器の購	990,000円。ただし、実際に支払った額（振込手数料及び送料を除く。）を限度とする。

(4) お昼寝用コット若しくは布団のカバー又はタオルケット等の用意及び洗濯 (5) 連絡帳のスマホアプリ等への移行（連絡帳の中でスマホアプリ等への移行が必要な項目としては、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者と職員の双方が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有すること。） (6) その他保護者及び保育士等の負担軽減に資する取組で、継続的に費用が発生する物品等の用意	入費 (5) 自転車置き場の雨よけ屋根の設置費	
	保護者負担軽減費の取組等によって生じる施設の事務負担増に係る経費	80,000円